

入札説明書

令和 8 年旭川市告示第 3 7 6 号に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、旭川市契約事務取扱規則（昭和 3 9 年旭川市規則第 2 2 号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 8 年 8 月 7 日

2 契約担当部局

〒 0 7 0 - 8 0 0 3 旭川市神楽 3 条 7 丁目 旭川市大雪クリスタルホール内

旭川市教育委員会社会教育部旭川市博物館

電話 0 1 6 6 - 6 9 - 2 0 0 4

FAX 0 1 6 6 - 6 9 - 2 0 0 1

電子メール museum@city.asahikawa.lg.jp

3 入札に付する事項

(1) 入札件名 旭川市博物館展示用照明 L E D 化業務

(2) 履行期間 令和 8 年 9 月 1 4 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(3) 概要 仕様書のとおり

(4) 履行場所 仕様書のとおり

(5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 令和 7 ・ 8 年度旭川市建設工事等入札参加資格者名簿において、地域区分「1 1 市内」、格付業種「電気工事」、格付等級「A」又は「B」の入札参加資格を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者で

ないこと。

- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係・人的関係については 13(3)を参照。）。

5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書及び資本関係・人的関係調書（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 資本関係・人的関係調書（様式第2号）

(2) 提出期間

令和8年8月7日（金）から令和8年8月26日（水）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所 2に同じ。

(4) 提出方法

電話連絡の上、持参又はファクシミリにより提出すること（郵送、電子メールによる提出は認めない。）。

(5) 提出確認

申請書等の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。

なお、申請書等を提出したにもかかわらず、写しの交付がない場合は、2の担当部局に電話で連絡し確認すること。

(6) 入札参加資格の確認

申請者には、令和8年8月28日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を直接又はファクシミリの方法により通知する。なお、通知期限の翌日（休日を除く。）において、いまだ通知がない場合は、2の担当部局に電話で連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(7) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書等を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しない。

6 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年9月1日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法

電話連絡の上、持参又はファクシミリにより提出すること。（郵送、電子メールによる提出は認めない。）。

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和8年9月3日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書を直接又はファクシミリにより通知する。

7 仕様書に関する質問等

(1) 仕様書等の内容について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式第3号）

イ 提出期間 令和8年9月1日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 2に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(2) (1)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するとともに旭川市ホームページに掲載する。

ア 閲覧期間 令和8年9月4日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 2に同じ。

8 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

ア 入札日時 令和8年9月7日（月） 午前10時

イ 入札場所 旭川市神楽3条7丁目 旭川市大雪クリスタルホール内
旭川市博物館 郷土学習室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所で行う。

(3) 入札方法

ア 入札書（様式第4号）を持参し投函すること（持参以外の方法による入札は認めない。）。

イ 会社名・氏名の入った氏名票を着用の上、入札指定時刻の10分前までに確認結果通知書を提示し、受付を終え、入札会場内で待機すること。

ウ 旭川市委託契約等競争入札心得を承知すること。

9 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び旭川市委託契約等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において4

に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

10 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成 要する。

(4) 契約条項 委託契約書（案）のとおり

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 最低制限価格の設定 無

(7) 支払条件 後払いとする。

11 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者が1者以下の場合は、入札を中止することがある。なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。

12 入札執行回数

2回を限度とする。

13 その他

(1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市委託契約等競争入札心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 4(5)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法

第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

ア又はイと同視し得る特定関係があると認められる場合

(4) その他入札に関する問合せ先

2に同じ。